平成２６年（フ）第４１４号
高知市天神町４番８号　３Ｆ
債務者　森下　あや
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８８号
岩手県花巻市松園町１丁目12番14号　ブロッサムⅠ201号、住民票上の住所岩手県花巻市下幅25番18号
債務者　葛岡　寛子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第８９号
岩手県花巻市不動320番地
債務者　吉田　理恵
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第９０号
岩手県北上市大堤南１丁目８番19号　平和タクシー住宅２号、旧住所岩手県北上市大堤南１丁目８番19号　平和タクシー住宅５号
債務者　高杉　恵太
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１２７７号
埼玉県桶川市若宮２丁目４番１号　パークサイド若宮103号
債務者　山崎　典子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５７８号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井西１丁目10番地22
債務者　朝日　春江
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６０９号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南４丁目23番地７　ユースガーデン宇梶202号
債務者　清水　英行
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３６３号
沖縄県那覇市金城２丁目６番地４　エナジーハイツ105
債務者　林　　慎久
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４９号
熊本県球磨郡球磨村大字渡乙3343番地３
債務者　糸原　達郎
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第５２号
熊本県人吉市瓦屋町1134番地１
債務者　金子　良人
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第５３号
熊本県人吉市瓦屋町1134番地１
債務者　金子　千恵
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第１０３４号
東京都府中市若松町１丁目６番地の７メゾンドビーフォー303
債務者　鈴木　芳郎
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４１６号
静岡県浜松市南区遠州浜４丁目24番８号市営住宅
債務者　奥山　育子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４４７号
静岡県浜松市中区神田町1430番地　県営住宅５－202
債務者　長谷川　弘
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４７９号
静岡県浜松市浜北区上島2345番地の251
債務者　栗田　善明
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４５５号
岡山市中区藤原15番地24、旧住所岡山市東区城東台東２丁目12番７号
債務者　石原ヱミ子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部